

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	児童センターの集会室の使用の許可		
根拠法令 及び条項	蓮田市立児童センター設置及び管理条例 蓮田市立児童センター設置及び管理条例施行規則第7条 第3条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市立児童センター設置及び管理条例第7条 蓮田市立児童センター設置及び管理条例施行規則第3条に掲げる基準		
審査基準 設定年月日	平成5年6月24日	審査基準 最終変更年月日	平成23年12月22日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日		標準処理期間 最終変更年月日	
所管部署	生涯学習部保育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。